

小田原市議会の概要

(令和6年版)

小田原市議会事務局

I	市勢	
	位置、地勢	1
	沿革	2
	気象概要、人口、世帯数	3
	面積、市制施行、人口密度、就業者・通学者の流出入人口、観光客数…	4
	産業別人口	5
II	財政状況	
	令和6年度当初予算	6
	経常収支比率、財政力指数、実質収支比率、公債費負担比率、実質単年度収支、 ラスパイレス指数	9
III	議会	
	構成、議会費予算	10
	報酬・費用弁償等	11
	本会議について	12
	委員会について	14
	議会広報広聴について	15
	議会事務局の機構	18
IV	参考	
	小田原市議会運営委員会申合せ事項	19
	代表者会議所管事項	29
	小田原市議会行政視察執行要領	30
	市政研究会	32
	議員懇話会	32
	定例会日程	33
	小田原市行政機構図	37

I 市 勢

1 位 置

本市は神奈川県南西部に位置している。

緯度及び経度は、市庁舎の位置で北緯 35 度 15 分 53 秒、東経 139 度 9 分 08 秒。

市域の広がり、東西が 17.5 km、南北が 16.9 km あり、市の周囲は 74.89 km、このうち海岸線が 17.05 km を占めている。

湘南地方の西部を占めているので「西湘地域」と呼ばれている。

東京からの距離は、東海道新幹線で東京駅から 83.9 km (40 分)、小田急線で新宿駅から 82.5 km (70 分) となっている。



相模湾から小田原を望む

2 地 勢

本市の地形は、相模湾に面した足柄平野を西側の箱根山塊と東側の曾我丘陵が包むように囲んだ地形となっている。

市街地は平野の中央を流れる 2 級河川酒匂川と箱根山塊の麓を流れる早川の間、海岸沿いを走る国道 1 号線に展開している。黒潮の流れる海に面し、背後が山地という地形のため、年平均で気温 16 度、降雨量 2000 mm 前後という暮らしやすい気候である。西部山地の一部は富士箱根伊豆国立公園の区域となっている。



3 沿 革

(1) 古代

縄文時代には人々が住みついていたらしく、各所の遺跡から当時の石器や土器が出土している。また、市内には6～7世紀頃の古墳群があり、この頃すでに古墳に埋葬されるような有力者が生まれていたと考えられている。

(2) 平安時代

治承4年(1180年)、伊豆に流されていた源頼朝が平家追討の兵を挙げ、最初の合戦となったのが「石橋山の合戦」である。(現在、県指定史跡「史跡・石橋山古戦場」となっている。)

(3) 室町時代～江戸時代

明応4年(1495年)には、伊勢新九郎長氏(後の北条早雲)が小田原城を奪い、大森氏を滅ぼした。その後、天正18年(1590年)まで5代96年間にわたり小田原は北条氏の城下町として、関東の政治・経済・文化の中心都市として大いに繁栄した。



小田原城天守閣

天正18年の豊臣秀吉による小田原攻めでは、北条氏は100日に及ぶ籠城戦の末に敗れ、滅亡した。

この後、関東八か国を手に入れた徳川家康は、小田原城を家臣の大久保忠世に与えた。

江戸時代には、城下町として、また東海道の箱根越えを控えた宿場町としてにぎわった。

江戸時代の後期には大地震や富士山の大噴火、大飢饉と災害が続いたが、その中で天明7年(1787年)には報徳仕法で名高い二宮尊徳が栢山に生まれている。



二宮金次郎像

(4) 明治時代以降

明治4年、廃藩置県で小田原県となり、さらに同年、足柄県となった。

明治9年には足柄県が廃され、神奈川県の所管となり県庁の支庁が設けられた。明治22年には町村制の施行により小田原地方は1町14村となった。

この年、東海道全線が開通したが、箱根山を避けて国府津から御殿場へ抜けたことにより、宿場町としての小田原は一時衰微。そこで風光明媚な環境を生かし、保養地・観光地として活路を見出すこととなった。

明治後期から大正初期にかけて、国府津―箱根湯本間に馬車鉄道、小田原―熱海間に人車鉄道、軽便鉄道、大正9年に東海道本線の支線として国府津―熱海間に熱海線が開通し、発展の兆しが見えたが12年の関東大震災で壊滅的な打撃を受けた。



現在の小田原駅（東口）

昭和9年に丹那トンネルが開通し、熱海線が東海道本線となり、再び交通の要地として脚光を浴びることとなった。その後、市制施行の気運が高まり、昭和15年12月20日に小田原町、足柄町、大窪村、早川村、酒匂村の一部が合併し、面積57.54k㎡、人口54,699人、世帯数10,749で市制を施行。昭和23年には下府中村、昭和25年に桜井村を合併。昭和29年には町村合併促進法に基づいて酒匂町、国府津町、上府中村、下曾我村、片浦村を合併、さらに昭和31年に曾我村の一部、昭和46年に橘町を合併して市勢を拡大、神奈川県西部の中核都市として発展を続けており、平成12年には特例市に指定された。現在は、特例市制度は廃止されている。

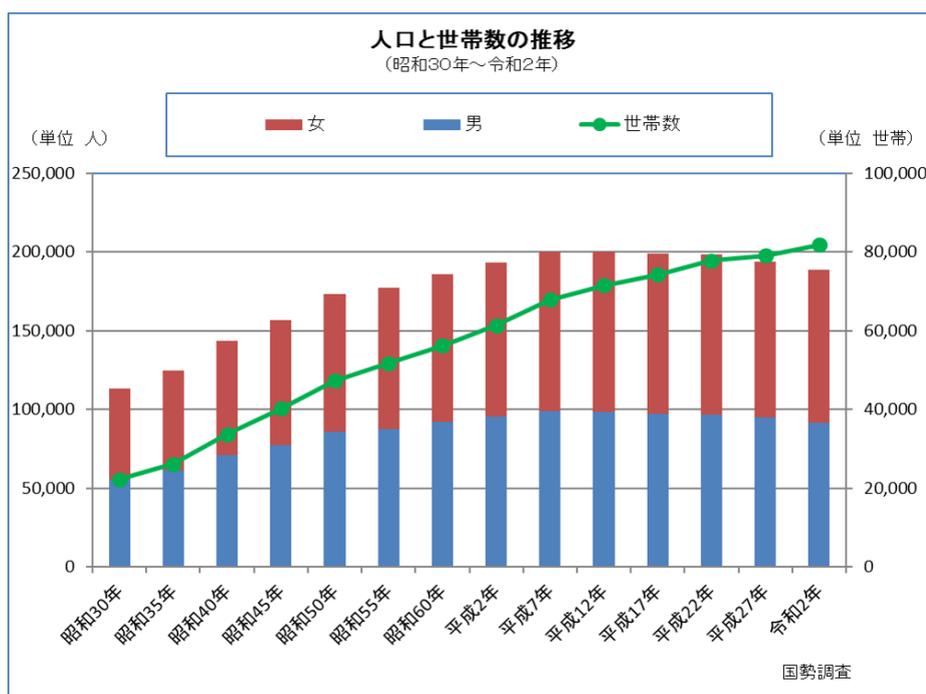
4 気象概要（令和5年1月～12月）

(1) 年間平均気温 16.2℃（最高気温38.0℃、最低気温-5.2℃）

(2) 年間降水量 1689.5mm

5 人口 185,986人（令和6年4月1日現在）

6 世帯数 85,037世帯（令和6年4月1日現在）



7 面積 113.60 km² (令和6年1月1日現在)

* 神奈川県のア積の約4.7%を占め、市としては、横浜市、相模原市、川崎市に次いで県内19市中第4位。

* 令和3年1月1日から、国土地理院が公表した令和2年10月1日時点の全国都道府県市区町村別面積調に基づき、本市のア積(行政区域面積)をア更(113.81 km²→113.60 km²)した。

8 市制施行 昭和15年12月20日(全国で173番目、県内で7番目)

9 人口密度 1,637人/km² (令和6年4月1日現在)

10 就業者・通学者の流出入人口 (単位:人)

	就業者	通学者	合計
流出入口	32,606	5,678	38,284
流入人口	30,005	4,721	34,726

(平成27年国勢調査) ※10年ごとの調査

11 観光客数

平成29年 6,114,772人
(宿泊客数 265,141人、日帰り客数 5,849,631人)

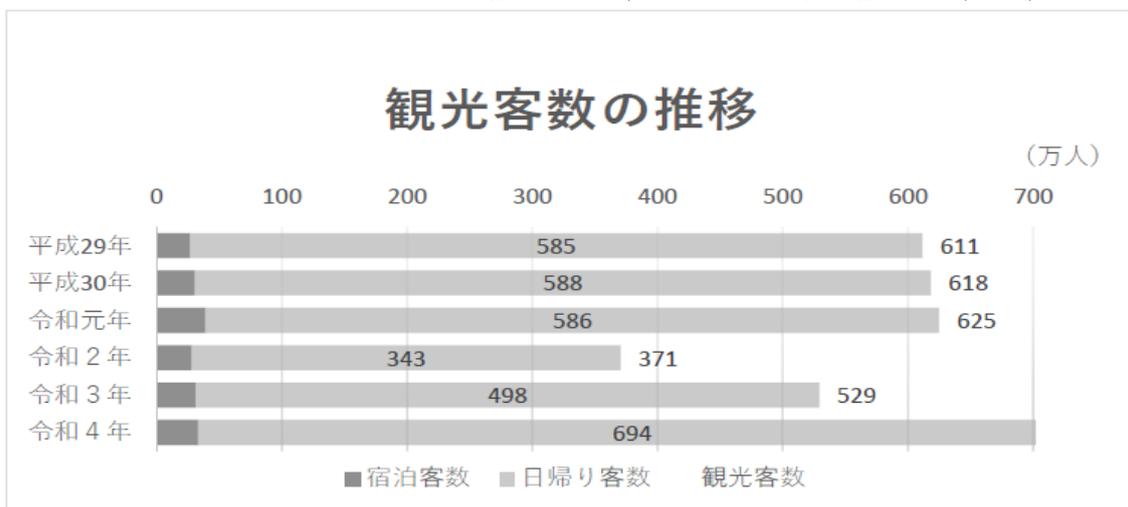
平成30年 6,182,240人
(宿泊客数 303,546人、日帰り客数 5,878,694人)

令和元年 6,248,464人
(宿泊客数 389,340人、日帰り客数 5,859,124人)

令和2年 3,705,248人
(宿泊客数 277,253人、日帰り客数 3,427,995人)

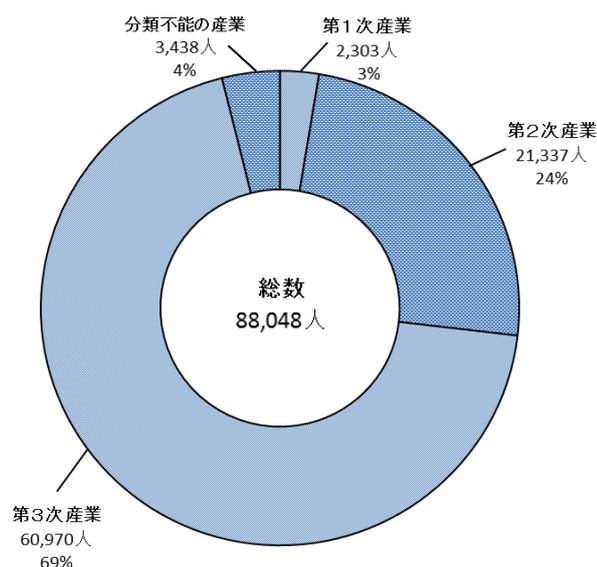
令和3年 5,290,670人
(宿泊客数 310,900人、日帰り客数 4,979,770人)

令和4年 7,264,963人
(宿泊客数 329,384人、日帰り客数 6,935,579人)



12 産業別人口（平成27年国勢調査） ※10年ごとの調査

産業（大分類）	就業者数 （人）
総数	88,048
第1次産業	2,303
農業	2,193
林業	54
漁業	56
第2次産業	21,337
鉱業、採石業、砂利採取業	21
建設業	5,429
製造業	15,887
第3次産業	60,970
電気・ガス・熱供給・水道業	413
情報通信業	2,380
運輸業、郵便業	5,121
卸売業、小売業	14,157
金融業、保険業	1,878
不動産業、物品賃貸業	1,652
学術研究、専門・技術サービス業	3,046
宿泊業、飲食サービス業	6,714
生活関連サービス業、娯楽業	3,300
教育・学習支援業	3,824
医療、福祉	9,611
複合サービス事業	612
サービス業（他に分類されないもの）	5,826
公務（他に分類されるものを除く）	2,436
分類不能の産業	3,438



Ⅱ 財政状況

1 令和6年度当初予算

(1) 一般会計当初予算額

ア 歳入

款	予 算 額 (千円)	構成比 (%)	対前年度伸率 (%)
市 税	31,746,000	41.50	△2.20
地 方 譲 与 税	389,000	0.51	14.48
利 子 割 交 付 金	10,000	0.01	—
配 当 割 交 付 金	220,000	0.29	10.00
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	220,000	0.29	10.00
法 人 事 業 税 交 付 金	550,000	0.72	17.02
地 方 消 費 税 交 付 金	4,700,000	6.14	6.82
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.02	—
環 境 性 能 割 交 付 金	110,000	0.14	46.67
地 方 特 例 交 付 金	1,010,000	1.32	431.58
地 方 交 付 税	3,500,000	4.57	25.00
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	23,269	0.03	△8.79
分 担 金 及 び 負 担 金	414,636	0.54	△0.61
使 用 料 及 び 手 数 料	1,542,022	2.02	△0.20
国 庫 支 出 金	14,982,347	19.58	△1.80
県 支 出 金	5,175,357	6.77	△0.82
財 産 収 入	229,903	0.30	13.64
寄 附 金	1,511,605	1.98	—
繰 入 金	3,037,101	3.97	16.75
繰 越 金	300,000	0.39	—
諸 収 入	2,401,960	3.14	△6.07
市 債	4,411,800	5.77	10.19
合 計	76,500,000	100.00	2.27

イ 歳 出

款	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	対前年度伸率 (%)
議 会 費	445,685	0.58	0.39
総 務 費	9,624,800	12.58	3.63
民 生 費	32,309,655	42.24	3.84
衛 生 費	8,361,387	10.93	△2.00
労 働 費	128,367	0.17	△12.81
農 林 水 産 業 費	1,041,413	1.36	3.50
商 工 費	1,547,681	2.02	△3.19
土 木 費	6,667,154	8.72	△3.99
消 防 費	2,810,363	3.67	3.93
教 育 費	8,069,318	10.55	4.67
公 債 費	5,464,177	7.14	3.45
予 備 費	30,000	0.04	—
合 計	76,500,000	100.00	2.27

ウ 一般会計の性質別内訳

区 分	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	対前年度伸率 (%)
義務的経費	38,278,132	50.04	3.54
人件費	12,228,747	15.99	8.29
扶助費	20,585,208	26.91	0.93
公債費	5,464,177	7.14	3.45
投資的経費	7,341,029	9.60	6.31
繰出金	10,117,423	13.23	5.20
物件費	13,930,569	18.20	△1.89
補助費等	5,364,417	7.00	△2.58
その他	1,468,430	1.93	△8.33
合 計	76,500,000	100.00	2.27

エ 自主財源・依存財源比率

区 分	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	対前年度伸率 (%)
自主財源	41,180,000	53.84	△0.99
依存財源	35,320,000	46.16	6.35

オ 特定財源・一般財源比率

区 分	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	対前年度伸率 (%)
特定財源	28,643,841	37.44	1.17
一般財源	47,856,159	62.56	2.94

(2) 特別会計

会 計 名	予 算 額 (千円)	対前年度伸率 (%)
競 輪 事 業	26,630,000	△14.10
天 守 閣 事 業	138,000	2.99
国民健康保険事業	20,165,000	△1.87
国民健康保険診療施設事業	30,000	△3.23
公設地方卸売市場事業	212,000	16.48
介 護 保 険 事 業	17,860,000	1.81
後期高齢者医療事業	5,755,000	11.04
公共用地先行取得事業	209,180	26,925.84
広 域 消 防 事 業	4,761,000	△0.21
地 下 街 事 業	675,000	△13.90
合 計	76,435,180	△4.67

(3) 企業会計

※下水道事業会計は、平成28年度から企業会計に移行。

会 計 名	予 算 額 (千円)	対前年度伸率 (%)
水 道 事 業	6,830,040	26.80
病 院 事 業	26,009,795	54.80
下 水 道 事 業	11,953,941	△1.50
合 計	44,793,776	30.50

2 経常収支比率

(単位：%)

令和4年度	令和3年度	令和2年度
93.8	87.9	92.9

3 財政力指数

令和4年度	令和3年度	令和2年度
0.933	0.949	0.967

4 実質収支比率

(単位：%)

令和4年度	令和3年度	令和2年度
10.4	11.7	8.9

5 公債費負担比率

(単位：%)

令和4年度	令和3年度	令和2年度
9.6	9.0	8.6

6 実質単年度収支

(単位：千円)

令和4年度	令和3年度	令和2年度
△119,231	1,671,434	△631,057

7 ラスパイレス指数

令和5年4月1日	令和4年4月1日	令和3年4月1日
98.8	100.8	100.2

※ラスパイレス指数とは、全国地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数のこと。

Ⅲ 議 会

1 構 成

(1) 議員定数 (令和6年5月28日付)

条例定数27人、 現員数27人

*平成30年12月に議会議員定数条例を改正し、議員定数を27名とした。

(2) 会派別議員数 (令和6年5月28日付)

会派名	議員数	会派名	議員数
ミモザりっけん	3人	志民の会	4人
公明党	4人	維新の会・次世代おだわら	3人
誠 和	5人	(無会派)	2人
誠 新	6人		

(3) 年代別議員数 (令和6年5月28日付)

年齢層	議員数	年齢層	議員数
30歳代	2人	60歳代	6人
40歳代	5人	70歳代	3人
50歳代	11人		

(4) 議員の平均年齢 55.6歳 (令和6年5月28日付)

2 議会費予算 (令和6年度 議会費予算総額 445,685千円)

(1) 議会費予算内訳

節	予 算 額(千円)	節	予 算 額(千円)
1 報 酬	155,669	10 需 用 費	5,910
2 給 料	53,659	11 役 務 費	4,139
3 職員手当等	113,503	12 委 託 料	5,595
4 共 済 費	67,419	13 使用料及び賃借料	9,977
7 報 償 費	70	18 負担金補助及び交付金	22,571
8 旅 費	6,173		
9 交 際 費	1,000		

(2) タブレット端末関係経費

本市議会では、議会の活性化や議会事務の効率化を図るため、デジタル技

術の導入を進めており、令和3年9月に「小田原市議会タブレット端末導入プロジェクトチーム」を設置し、タブレット端末の導入について調査・研究、協議を重ねてきた。

その結果、令和4年10月に全議員へのタブレット端末の配付が実現し、令和4年12月定例会からは、タブレット端末を活用した「デジタル議会」を本格化させた。端末に搭載した会議用システムにより、紙で提供されていた資料がデータ提供となることで人件費等の削減が期待されることに加え、データ提供となったことにより、資料の提供が迅速化し、議員が十分に資料を読み込む時間の確保につながるとともに、資料をいつでも、どこでも見られることで利便性の向上も図られた。

ア 経費（予算）

令和4年度導入経費 2,136,732円

（タブレット端末付属品購入費、議場用無線環境構築工事）

①【役務費】回線利用料 ※令和4年度は初期費用も含む

②【使用料及び賃借料】

タブレット端末賃借料（32台） ※リース契約期間：R4.9～R9.6

ペーパーレス会議システム利用料 ※令和4年度は初期費用も含む

多機能プリンター賃借料（1台） ※リース契約期間：R4.11～R9.6

令和4年度 4,310千円

令和5年度 3,580千円

令和6年度 3,580千円

3 報酬・費用弁償等

(1) 議員報酬及び特別職報酬等

(単位：円)

職名	報酬額	職名	報酬額
議長	586,000	市長	988,000
副議長	511,000	副市長	817,000
議員	475,000	教育長	706,000
監査委員	49,900	病院事業管理者	817,000

※ 平成20年4月1日適用 [監査委員（議会選出）は平成10年4月1日適用]

(2) 議員期末手当

令和6年度予算額 67,714,000円

支給率（令和5年度実績） 6月＝1.750月

12月＝1.850月

(3) 費用弁償（本会議及び法に基づく委員会の出席に係る）

平成19年度から廃止

(4) 視察旅費

*新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、令和2年度は行政視察の実施及び受け入れを、令和3年度は行政視察の実施を中止。

ア 行政視察旅費〔1人当たり〕

① 常任委員会及び会派

総務常任委員会、厚生文教常任委員会、建設経済常任委員会

140,000円

議会広報広聴常任委員会 60,000円

会 派 凍 結

② 議会運営委員会 60,000円

③ 特別委員会 0円

イ 海外視察旅費 凍 結

※ 平成16年度から、会派別視察と海外視察を凍結

(5) 交際費（議長・議会用）

令和6年度予算額 1,000,000円

(6) 政務活動費

（地方自治法の一部改正により、平成25年2月27日政務調査費から変更可決、平成25年3月1日施行）

小田原市議会議員の職にある者に対し交付（平成16年4月1日適用）

1人年間 780,000円

@65,000円×12月（会派ではなく個人に交付）

※平成27年11月から政務活動費支出一覧表をホームページで公開。

4 本会議について

(1) 本会議開催状況（令和5年1月～令和5年12月）

	回数	会期日数	本会議日数	会議時間数	傍聴人数
定例会	4回	114日	24日	78時間24分	379人
臨時会	1回	1日	1日	1時間29分	4人
合計	5回	115日	25日	79時間53分	383人

(2) 審議の状況

ア 市長提出案件

	議案				同意案	報告案	その他	計
	条例(予特)	予算(予特)	決算	他				
定例会	24(3)	34(14)	14	9	4	21	1	107
臨時会	0	0	0	2	2	16	0	20
合計	24(3)	34(14)	14	11	6	37	1	127

※()内は内数となっている。

イ 議員提出案件

	条例	規則	意見書	決議	その他	計
定例会	4	1	6	0	0	11
臨時会	1	0	0	0	0	1
合計	5	1	6	0	0	12

ウ その他の議案

	選挙	請願	その他	計
定例会	0	0	0	0
臨時会	2	0	0	2
合計	2	0	0	2

* 請願・陳情の処理状況 (令和5年1月～令和5年12月)

【請願】

受理件数	採択	不採択	取下げ	継続
0	0	0	0	0

【陳情】

受理件数	採択	不採択	取下げ	継続	配付	廃案
20	7	7	3	0	3	0

5 委員会について

(1) 常任委員会

ア 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項（令和6年5月28日）

名称	定数	所管事項
総務常任委員会	9人	議会局、企画部、総務部、市民部、防災部、環境部、消防本部、監査事務局の所管に属する事項及び他の委員会の所管に属しない事項
厚生文教常任委員会	9人	文化部、福祉健康部、子ども若者部、市立病院及び教育委員会の所管に属する事項
建設経済常任委員会	9人	公営事業部、経済部、都市部、建設部、上下水道局及び農業委員会事務局の所管に属する事項
議会広報広聴常任委員会	7人	小田原市議会基本条例（平成25年小田原市条例第16号）第7条に規定する広報広聴に関する事項

イ 委員の任期 1年

※議会広報広聴常任委員会は、平成26年5月臨時会から常任委員会化。

(2) 議会運営委員会

ア 定数 7人

イ 委員の任期 1年

(4) 委員会開催状況（令和5年1月～令和5年12月）

		開催日数				行政視察 日数	計
		会期中	臨時会	閉会中	合計		
常任委員会	総務常任委員会	4	1	3	8	3	11
	厚生文教常任委員会	5	1	3	9	3	12
	建設経済常任委員会	4	1	3	8	3	11
	議会広報広聴常任委員会	6	1	6	13	2	15
議会運営委員会		15	2(1)	9(1)	26	2	28
特別委員会	予算特別委員会	9	0	0	9	0	9
	決算特別委員会	5	0	0	5	0	5
	新病院建設調査特別委員会	1	0	1	2	0	2

※()内は「議会運営委員会協議会」として開催したもので、内数となっている。

6 議会広報広聴について

(1) 市議会だより発行状況

ア 創刊 昭和57年5月1日

イ 発行 年4回 2月、5月、8月、11月の1日に発行

ウ 議会広報広聴常任委員会

① 構成

委員会の委員は、会派の構成人数3人につき1人を割り当てる。委員会には議長及び副議長が参画するものとする。

② 任期

常任委員会の例による。(1年)

③ 正副委員長の選出

委員会において互選する。

エ 掲載事項

① 定例会及び臨時会に関する事項

② 各種委員会に関する事項

③ 請願及び陳情に関する事項

④ その他議会活動等に関する事項

オ 紙面の規格

A4判 全ページ4色刷り(平成31年2月号～)

カ 発行部数 67,000部

キ 配布先

自治会加入世帯に配布。支所・連絡所などの公共施設窓口にて配布。



(2) 本会議インターネット配信事業

迅速かつ正確な市政情報の提供を図るため、平成20年9月定例会から本会議の様子をインターネットで配信している。

ア 公開予定の映像と内容

① ライブ映像【本会議開会中のみ公開】

本会議開会から終了まで議場の様子をそのまま放送するもの。

② 翌日配信【本会議翌日】

ライブ映像を休憩ごとに分けて検索できるもの。

③ 録画映像【本会議終了後、概ね5日以内に公開】

日付や議員名などから見たい場面を検索できるもの。

イ 利用状況

ライブ中継のアクセスログ数

(単位：件)

	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年
3月定例会	3,280	1,708	2,649	2,157	1,544
4月臨時会	-	-	108	-	-
5月臨時会	1,242	198	2,161	1,374	638
6月定例会	15,339	3,066	3,118	4,331	5,474
9月定例会	17,158	4,550	3,355	7,452	3,593

12月定例会	4, 735	3, 021	3, 832	4, 532	4, 363
12月臨時会	-	-	55	-	-

ウ 経費（予算） ※インターネット配信事業

- ① 回線使用料（役務費） ※委員会等インターネット回線利用料も含む
- ② 映像等配信業務（委託料／5年間の債務負担行為設定）
- ③ 映像データ作成業務（委託料）

平成29年度	2, 191千円
平成30年度	2, 863千円
令和元年度	2, 896千円
令和2年度	2, 209千円
令和3年度	2, 209千円
令和4年度	2, 209千円
令和5年度	2, 236千円
令和6年度	2, 228千円

(3) 委員会の映像配信事業

さらなる情報公開の推進のため、平成29年3月定例会から、U S T R E A M(ユーストリーム)によるライブ配信及び録画配信(30日間)を行っていたが、U S T R E A Mの有料化に伴い、平成30年7月からY o u T u b eでの配信を行っている。配信期間は、議事録がホームページに公開されるまでとしている。

ア 放映する委員会

- 総務常任委員会
- 厚生文教常任委員会
- 建設経済常任委員会
- 議会広報広聴常任委員会

イ 経費

平成28年度導入経費	732, 191円
(ウェブカメラ等設置工事、配信用パソコン3台、インターネット回線費用等)	
令和6年度(予算)	
	85, 800円(回線利用料、プロバイダサービス利用料)
	138, 600円(パソコン3台賃借料 R4.6~R9.3リース契約代金)

(4) 議会報告会

議会基本条例(平成25年4月1日施行)第7条(広報広聴の充実)において「市民に対する議会報告会を必要に応じて開催すること」としている。

ア 開催時期

報告会は、議長の判断により必要に応じて開催する。

イ 報告事項

- ① 議案の審査に関する事項
- ② 議会の活動に関する事項
- ③ その他議長が必要と認める事項

ウ 開催実績

- ①第1回 平成25年(8/10、8/18) 「議会基本条例制定」 115名
 ②第2回 平成26年(11/15、11/16) 「市議会に関するアンケート」 65名
 ③第3回 平成27年(11/14、11/15)
 「定例会の審議結果、小田原駅前周辺の機能配置」 122名
 ④第4回 平成28年(2/4)
 シンポジウム「小田原市・南足柄市『中心市のあり方』について」104名
 ※平成29年以降は開催実績 なし

(5) 議場見学会

議会報告会の一つとして、子ども達を対象とした議場見学会を実施している。施設の見学や、市議会議員との質疑応答等を通して、自分たちが住むまちがより良くなるために、議会でどのような議論がなされているかということや、議員の仕事や選挙について知ること、議会や選挙を身近に感じ、関心を持ってもらう主権者教育にもつながると考えております。また、コロナ禍により社会科見学等が縮小している中、貴重な校外学習の場として活用いただいている。

ア 事業の概要

市内の小学生等を対象に、議場のほか、議長室、傍聴席といった市議会の施設の見学と、議場を使用した議員との質疑応答を基本的な内容とし、児童の人数や滞在時間等に合わせて実施している。当日は市議会議員が司会進行や議会等についての説明を行うなど、能動的に関わり、議会全体として受け入れる形で開催している。

イ 実績（令和元年以降）

日時	対象	人数
令和元年11月18日	三の丸小学校	6年生81人
令和2年1月25日	子ども会連絡協議会	市内小学校5年生100人
令和2年10月27日	早川小学校	6年生33人
令和3年5月11日	足柄小学校	6年生80人
令和3年12月17日	町田小学校	6年生62人
令和3年12月21日	早川小学校	6年生27人
令和4年7月4日	前羽小学校	6年生18人
令和4年7月8日	山王小学校	6年生25人
令和4年10月24日	下府中小学校	6年生54人
令和4年11月11日	豊川小学校	6年生95人
令和4年11月15日	足柄小学校	6年生59人
令和4年11月17日	久野小学校	6年生54人
令和4年12月21日	片浦小学校	6年生10人
令和5年2月8日	新玉小学校	6年生27人
令和5年2月10日	下曾我小学校	6年生37人

令和5年7月3日	山王小学校	6年生34人
令和5年7月7日	矢作小学校	6年生78人
令和5年7月13日	片浦小学校	6年生15人
令和5年7月14日	豊川小学校	6年生111人
令和5年10月23日	早川小学校	6年生23人
令和5年10月27日	下曾我小学校	6年生27人
令和5年11月9日	大窪小学校	6年生88人
令和5年11月13日	久野小学校	6年生38人
令和5年11月20日	富水小学校	6年生93人
令和6年1月12日	足柄小学校	6年生79人
令和6年1月19日	芦子小学校	6年生99人
令和6年1月22日	新玉小学校	6年生19人
令和6年1月27日	子ども会連絡協議会	市内小学校5年生14人
令和6年1月30日	下府中小学校	6年生51人
令和6年2月5日	曾我小学校	6年生15人
令和6年2月6日	前羽小学校	6年生25人

7 議会事務局の機構

議会局職員数 12人 (定数 14人)

議会局長	1人
副局長	1人
担当課長	1人
総務係長	1人
総務係	2人
議事調査係長	2人
議事調査係	4人

※小田原市議会事務局設置条例の一部改正（令和6年2月16日）により、地方自治法第138条（事務局の設置及び議会の職員）に基づく議会の事務局の名称を「議会局」と改めた。

IV 参 考

(1) 小田原市議会運営委員会申合せ事項

(平成3年6月10日議会運営委員会決定)

最近改正 令和6年3月19日

条例設置後の議会運営委員会の位置付け

平成3年4月2日に施行された改正地方自治法により、地方議会は議会運営委員会（以下「委員会」という。）を条例で設置できるようになったが、今回の法改正は、従来の、任意に設置された委員会が果たしてきた議会運営上の重要な役割を法的に認知したものである。

本委員会も、平成3年6月10日本会議において可決された委員会条例によって設置されたものであるが、従来の委員会が果たしてきた役割を自覚しつつ、今後も法令の定める範囲内で、その在り方及び役割を踏襲することを確認し、申合せをするものである。

第1章 議会運営委員会

1 委員会の構成について

委員会の委員は、各会派の所属議員の比率により割り当てる。ただし、会派とは3人以上の議員によって構成する交渉団体をいう。

2 議長及び副議長の参画について

委員会には、議長及び副議長が参画するものとする。

3 代理議員の出席要請について

委員長は、委員から欠席の連絡を受けたときは、欠席委員の所属する会派から、代理議員の出席を求めるものとする。

4 代理議員の発言について

委員長の出席要請を受けた代理議員は、委員会において、委員と同等に発言できるものとする。

5 委員の所属会派の異動について

委員会の委員が、所属会派を異動したときは、委員を辞任するものとする。

6 議事に関する努力目標について

委員会の議事は、全会一致で決してきた従来の委員会の伝統に鑑み、円満な議会運営を図るために、今後も全会一致を努力目標として協議を行うものとする。

7 決定事項の遵守について

委員会で決定した事項は、各会派の責任において、協調に努めるものとする。

8 議会の運営に関する事項について

地方自治法第109条第3項第1号に定める「議会の運営に関する事項」は次のとおりとする。

- (1) 会期に関すること。
- (2) 議事日程に関すること。
- (3) 議事進行に関すること。
- (4) 説明員に関すること。
- (5) 議員の発言に関すること。
- (6) その他議事運営に関すること。

一部改正〔平成19年4月1日・平成26年6月17日〕

9 議長の諮問に関する事項について

地方自治法第109条第3項第3号に定める「議長の諮問に関する事項」は次のとおりとする。

- (1) 議会の行う選挙、選任及び議員の辞職等に関すること。
- (2) 請願及び陳情の処理に関すること。
- (3) 議員の提出する条例、意見書、要望及び決議等の取扱いに関すること。
- (4) 議長、副議長、議会選出監査委員の人事に関すること。
- (5) 議席に関すること。
- (6) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の構成に関すること。
- (7) 議会関係施設の改善に関すること。
- (8) 副市長、教育委員、監査委員、公平委員、固定資産評価審査委員、人権擁護委員など、本会議の議決を要する市長提案人事に関すること。
- (9) 期末勤勉手当の支給並びに報酬及び給与改定に関すること。

一部改正〔平成19年4月1日・26年6月17日〕

10 閉会中の継続審査について

第8項及び第9項に規定する事項については、委員の任期中この付託を受け、閉会中の継続審査とするものとする。

第2章 予算等の審査方法

11 議案の付託について

当初予算等は予算特別委員会を設置・付託し、審査する。補正予算等は、各常任委員会へ分割付託し、審査する。

(1) 当初予算等の審査方法

ア 特別委員会を設置し、全議案付託の上、審査する。

(2) 補正予算等の審査方法

各常任委員会に分割付託し、審査する。

ア 一般会計予算

歳入、歳出いずれも所管の常任委員会に分割付託し、歳入は節まで、歳出は目まで付託する。

イ 特別会計予算及び企業会計予算

所管常任委員会に付託する。

ウ 条例案

所管常任委員会に付託する。

エ 事件議案

予算要求する担当部等の関係常任委員会に付託する。

オ 説明員は担当副市長以下職員が出席することとする。

全部改正〔平成7年12月18日〕、一部改正〔平成11年9月20日・20年2月14日・22年5月17日・25年4月30日〕

12 決算認定案

決算特別委員会を設置し、9月定例会中に審査する。

削除〔平成22年5月17日〕、追加〔平成26年6月17日〕

13 削除

削除〔平成 28 年 7 月 29 日〕

第 3 章 会期日程

14 3 月定例会の会期日程

(1) 第 1 日は市長の補正予算等に係る提案説明を行い、関係課長の細部説明は必要に応じて行う。その後、質疑を行い、常任委員会に付託する。続いて、市長の施政方針演説及び当初予算等に係る提案説明を行い、関係課長の細部説明は行わない。

(2) 休会中、所管常任委員会を開会し、補正予算等を審査する。なお、審査期間はそれぞれ 1 日とする。ただし、1 日 1 委員会を開会する。

(3) 第 2 日の日程は、次のとおりとする。

委員会付託議案を一括上程 ―― 常任委員会ごとに審査結果の委員長報告 ―― 報告ごとに質疑 ―― 一般会計以外の付託議案について討論、採決 ―― 分割付託された一般会計予算の議案を一括して討論、採決

(4) 3 日目以降は代表質問（関連質問）、個人質問を行う。

(5)～(6) 削除

(7) 最終日の日程は、次のとおりとする。

特別委員会付託議案一括上程 ―― 特別委員会審査結果報告 ―― 質疑 ―― 討論
―― 採決

全部改正〔平成 7 年 12 月 18 日〕、一部改正〔平成 20 年 2 月 14 日・22 年 5 月 17 日・25 年 4 月 30 日〕

15 その他の定例会の会期日程

(1) 第 1 日は、市長の提案説明を行い、関係課長の細部説明は必要に応じて行う。

(2) 第 2 日は、質疑を行い、常任委員会に付託する。

(3) 休会中、所管常任委員会を開会する。なお、審査期間はそれぞれ 1 日とする。ただし、1 日 1 委員会を開会する。

(4) 第 3 日の日程は次のとおりとする。

委員会付託議案を一括上程 ―― 常任委員会ごとに審査結果の委員長報告 ―― 報告ごとに質疑 ―― 一般会計以外の付託議案について討論、採決 ―― 分割付託された一般会計予算の議案を一括して討論、採決

一部改正〔平成 4 年 3 月 17 日・5 月 11 日〕

第 4 章 常任委員会・同協議会

16 公社等の経営状況の報告について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項による小田原市土地開発公社、一般財団法人小田原市事業協会、株式会社小田原水道サービスセンター及び公益財団法人小田原市体育協会の経営状況の報告については、それぞれ所管の常任委員会において所管事務調査（報告事項）として関係課長から報告を受け質疑を行う。

(1) 本会議での取り扱いについて

市長から報告書を提出する旨の報告を受け終了する。

(2) 経営状況報告のための出席者について

当該報告のための委員会出席者は部局長以下職員とする。

一部改正〔平成 20 年 3 月 25 日・27 年 7 月 2 日・令和 2 年 3 月 17 日〕

17 副市長及び教育長の出席について

副市長及び教育長の出席については、議会運営委員会申合せ事項の11の(2)のオによることとし、議会運営委員会申合せ事項の16の(2)に係るもの以外の調査事項の審査への出席は求めない。ただし、委員長が必要とする場合はこの限りではない。

一部改正〔平成20年2月14日・25年4月30日・30年4月27日〕

18 閉会中における常任委員会協議会の活動について

常任委員会協議会は、原則的に開かないものとする。ただし、やむを得ない場合は、原則として委員会と併せて開くこととする。また、この場合結論は出すべきものでなく、意見を述べ聞きおく程度とする。

一部改正〔平成11年9月20日・25年4月30日〕

19 事件決議等の付託省略について

簡易な事件決議等は常任委員会への付託を省略し、即決することができる。

19-2 常任委員会の審査報告書に対する質疑及び議案に対する討論については、通告制とせず、質疑を行う場合は事前にその意思を委員長に申し伝える。

一部改正〔平成25年4月30日・31年1月28日〕

第5章 請願

20 会期中の審査とするものについて

定例会告示日までに提出されたものは、予算、条例等議案の付託日に上程し、会期中に審査するものとして所管常任委員会又は議会運営委員会に付託するものとする。

一部改正〔平成5年2月22日・22年5月17日・25年4月30日〕

21 閉会中の継続審査とするものについて

定例会告示日の翌日以降、会期最終日前々日（休日を除く。）までに提出されたものは、会期最終日にまとめて上程し、閉会中に継続審査するものとして所管常任委員会又は議会運営委員会に付託する。また会期最終日の前日以降に提出されたものは、次の定例会に上程するものとする。

ただし、市の責任において処理できるもので、特に緊急を要するものは、議長の判断により、又は議会運営委員会に諮り、その取扱いを変更できるものとする。

一部改正〔平成5年2月22日・22年5月17日・25年4月30日〕

22 即決するもの

議会運営委員全員の紹介によるもの、市の責任において処理できない国政等に関するもの、又は議長において所管の常任委員会若しくは議会運営委員会に付託する必要がないと認めるも（会議規則第86条第1項）は、前2項の規定にかかわらず、議長が上程日を定め、即決することができる。

一部改正〔平成5年2月22日・6年11月29日・25年4月30日〕

23 紹介議員の出席義務について

紹介議員は、議会運営委員会に出席し説明しなければならない。ただし、紹介議員が複数の場合は、紹介議員の話し合いで代表1名が出席すれば足りることとする。

一部改正〔平成25年4月30日〕

第6章 陳情

24 会期中の審査とするものについて

定例会告示日までに提出されたものは、予算、条例等議案の付託日に陳情文書表により上程し、

会期中に審査するものとして所管常任委員会等に付託するものとする。

一部改正〔平成20年3月25日・22年5月17日・25年4月30日〕

25 閉会中の継続審査とするものについて

定例会告示日の翌日以降、会期最終日前々日（休日を除く。）までに提出されたもの及び会期中に審査し結論が得られなかったものは、会期最終日に陳情文書表（会期中に提出された陳情書のみ）及び閉会中継続審査申出一覧表により上程し、閉会中に継続審査するものとして所管常任委員会等に付託する。また会期最終日の前日以降に提出されたものは、次の定例会に上程するものとする。

全部改正〔平成11年9月20日〕、一部改正〔平成22年5月17日・25年4月30日〕

26 本会議での取り扱いについて

平成20年6月定例会より、付託された所管常任委員会等において審査結果を得たものについては、本会議で報告し、採決を行う。

(1) 委員長報告について

陳情審査結果一覧表の卓上配付をもって委員長報告とする。

(2) 質疑・討論について

ア 質疑は委員長に対して行う。また、質疑内容は審査の経過と結果に対するものとし、陳情内容については行わない。

イ 質疑については、通告制とせず、質疑を行う場合は事前にその意思を委員長に申し伝える。

ウ 質疑・討論は、原則として委員会ごとに分けて行う。

(3) 採決について

採決は原則として1件ずつ行う。ただし、同趣旨の陳情については一括採決できることとする。

(4) 議会運営委員会での協議について

同趣旨陳情の一括採決などの場合は、事前に議会運営委員会を開催し、本会議での取り扱いについて協議を行う。

一部改正〔平成20年3月25日・25年4月30日〕

27 意見書提出を求める陳情について

意見書を求める陳情については、所管の常任委員会等で審査し、意見書提出の可否は当該委員会の判断によるものとする。なお、意見書を提出することに決定した場合、本会議への提出者は当該委員会委員によるものとする。

一部改正〔平成11年9月20日・25年4月30日・27年7月2日〕

28 削除

一部改正〔平成25年4月30日〕、削除〔平成28年5月17日〕

第7章 発言通告

29 発言通告の取扱いについて

質疑は招集日の散会後から受け付けを開始することとし、一般質問は招集日の午前8時30分から受け付けを開始するものとする。

一部改正〔平成25年4月30日〕

29-2 一般質問における仮通告について

(1) 一般質問を行おうとする者は、定例会招集日の3日前の日の午前8時30分から招集日の前日

の午後5時15分（休日を除く。）までの間に、必ず、仮通告を行うものとする。

(2) 仮通告は、既定の通告書様式を用い、議会局に持参し、又はグループウェア経由（ワードファイル又はPDFファイルの送付）により提出するものとする。

一部改正〔令和6年3月19日〕

(3) 一般質問の聞き取り対応については、仮通告提出時から本通告締切日の翌々日（休日を除く。）までに行うものとする。

(4) 仮通告を行った場合も、本通告の提出を要するものとするが、その内容は、原則、仮通告と同じものとする。ただし、仮通告の聞き取りの結果による加除修正についてはこの限りでない。

追加〔令和5年8月28日〕

30 発言通告書の提出について

会議において発言しようとする者は、別途発言通告書に発言の要旨を記載し、議長あて提出するものとする。この場合において、発言通告書に提出者の記名があれば、署名・押印を省略することができるものとする。なお、別個の通告事項を新たに追加する場合には、先に提出した発言通告書は一旦取り下げられ、新たに提出されたものとみなす。ただし、軽微な訂正にあっては、この限りでない。

一部改正〔平成25年4月30日・31年1月28日・令和4年9月13日〕

31 通告順位の変更について

前項中段の場合、通告順位は発言通告書が新たに提出されたものとみなされた時点に変更するものとする。ただし、通告事項の削除又は関連事項の追加はこの限りでない。

一部改正〔平成7年12月18日・25年4月30日〕

32 資料請求について

資料請求は動議の扱いとなることから、原則として事前に議長と協議を行う。

一部改正〔平成20年6月3日・25年4月30日〕

第8章 質疑・質問の取扱い

33 質疑・質問の方法について

別に定めのあるものを除き、会議における1回目の質疑（質問）は「一括質疑（質問）・一括答弁方式」とし、2回目以降の質疑（質問）は「一問一答方式」でも「一括質疑（質問）・一括答弁方式」でもよいものとする。

一部改正〔令和5年2月22日〕

33-2 3月定例会の質問について

3月定例会においては、代表質問、関連質問及び個人質問を行うことができる。

一部改正〔令和5年2月22日〕

(1) 代表質問について

代表質問については施政方針に則り、大局的に行うこととする。

代表質問の質問時間は、10分を会派の人数に乗じたその合計時間内とする。

代表質問の質問者数については、会派の人数に応じて、別表のとおりとする。

一部改正〔平成31年1月28日・令和元年11月14日・4年1月21日〕

(2) 関連質問について

代表質問を行った場合は、代表質問の通告内容の範囲内において、関連質問を行うことができる。

関連質問は、会派の人数に応じて、質問時間内に限り行うことができる。

また、関連質問の質問者数は、会派の人数に応じて、別表に定める範囲内とする。

関連質問者は、代表質問者と同時に議会局に届け出る。

一部改正〔令和元年11月14日・令和6年3月19日〕

(3) 個人質問について

個人質問は、無会派の議員が行うことができる。ただし、議長が必要と認める場合はこの限りでない。

質問時間は、質問者1人について答弁を含めず10分以内とする。

個人質問については施政方針に則り、大局的に行うこととする。

一部改正〔平成5年9月24日・23年3月23日・25年4月30日・令和元年11月14日・4年2月15日〕

(4) 代表質問及び個人質問の発言通告の取扱いについて

代表質問及び個人質問は、招集日の散会後から受付を開始するものとする。

追加〔平成28年5月17日〕

34 その他の定例会の質問について

6月、9月及び12月定例会においては、一般質問を行うことができる。

一般質問の質問時間は、質問者1人について答弁を含めず40分以内とする。

一部改正〔平成5年9月24日・25年4月30日〕

35 質問時における登壇について

一般質問、代表質問又は個人質問を行うとき、1回目の質問は登壇して行う。この場合、1回目の市長答弁も登壇して行うものとする。

なお、関連質問については、自席で行うものとする。

一部改正〔平成5年9月24日・25年4月30日〕

第9章 委員会の公開

36 委員会の公開（傍聴）について

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会については、傍聴希望者にこれを公開する。

一部改正〔平成25年4月30日・31年1月28日〕

37 傍聴の受け付け及び許可について

傍聴の受け付けは常任、特別委員会開会の30分前から行い、先着順に許可する。ただし、受付開始は、午前8時30分以降とする。

一部改正〔平成20年2月14日・25年4月30日・27年2月12日〕

38 傍聴者数について

常任、特別委員会の傍聴者は10人までとする。

一部改正〔平成25年4月30日〕

38-2 傍聴規則等の準用について

その他傍聴に関しては、小田原市議会傍聴規則（平成3年8月1日議会規則第2号）第3条から第10条の規定及び「本会議等におけるマスクの着用及び飲み物の持ち込みについて」の規定の例による。

追加〔平成28年5月17日〕、一部改正〔令和2年1月24日〕

第10章 会議における称呼

39 会議における称呼

会議中の議員（除議長）の称呼は、発言の許可を求める場合を除き、議席番号及び氏に「議員」を付したものとす。〔○番□□議員〕

また、議長の称呼は「議長」とす。

一部改正〔平成7年9月22日・25年4月30日・26年6月17日〕

第11章 全員協議会

40 会議の招集について

(1) 議長が開く必要があると判断したとき議員を招集し、開催す。

追加〔平成25年3月25日〕

41 議長の職務について

(1) 議長は、会議の議事を整理し、保持す。

(2) 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職を行う。

追加〔平成25年3月25日〕

42 議題について

(1) 議員全員で協議する必要がある事項（それに関連する執行部からの報告がある場合は、それを含む）とす。

追加〔平成25年3月25日〕

43 出席要求等について

(1) 議長は、市長その他議題の関係者（以下「市長等」という。）から、説明若しくは意見を聴き、又は質疑する必要があると判断したときは、市長等の出席を求め。

追加〔平成25年3月25日〕

44 公開（傍聴）について

(1) 原則、傍聴希望者に公開とす。ただし、議長が必要と認めるときは全員協議会に諮って非公開とす。

(2) 傍聴者は原則20人までとす。

(3) その他傍聴に関しては、小田原市議会傍聴規則（平成3年8月1日議会規則第2号）の規定及び議会運営委員会申合せ事項の「第9章 委員会の公開」の例による。

追加〔平成25年3月25日〕

45 記録について

(1) 議長は、職員をして議事の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。

追加〔平成25年3月25日〕

第12章 反問権

46 行使について

(1) 反問権を行使する場合の手順は、以下とす。

ア 反問権を行使する者は、挙手し、議長若しくは委員長（以下「議長等」という。）から指名を受ける。

イ 指名を受けた後、反問により、趣旨又は根拠（質疑・質問の文言や前提等について、瑕疵又は客観性の問題が疑われる場合に、これを確認するもの）を確認したい発言部分を議長等

に告げ、許可を申し出る。

一部改正〔令和5年9月6日〕

ウ 反問の許可を得た後、議員若しくは委員（以下「議員等」という。）に質疑・質問の趣旨又は根拠を確認する。

一部改正〔令和5年9月6日〕

エ 議員等は、反問に対する回答をした後、反問に対する回答の終了を表明する。

(2) 反問権を行使できるものは、課長職以上とする。

(3) 根拠確認に係る反問については、質疑者（質問者）へ代替案の提示を要求するもの及び質疑者（質問者）の考え方を問うなどの逆質問を行うものについては反問の対象外とする。

追加〔令和5年9月6日〕

例)

議員 [質疑・質問]

市長 議長、市長（挙手）

議長 市長（指名）

市長 ただいまの○番□□議員の△△について、（趣旨／根拠）を確認したいため、反問の許可を願います。

議長 ただいまの反問については、これを許可します。

市長 ○番□□議員の（△△については、××ということの趣旨でよろしいですか。／△△について、■■と言われる根拠についてお伺いします。）

議長 ○番□□議員（指名）

議員 ただいまの市長からの反問について、お答えします。△△については、●●ということです。以上で、反問に対する回答といたします。

追加〔平成25年3月25日〕、一部改正〔令和5年9月6日〕

47 反問における質疑等の取り扱いについて

(1) 本会議での質疑において、反問に対する議員等の回答については、これを小田原市議会会議規則第53条の規程の質疑の回数に含めない。

(2) 本会議での一般質問、代表（関連）質問及び個人質問並びに時間制限を設けている委員会での質問において、反問に対する議員等の回答については、これを質問時間に含めない。

追加〔平成25年3月25日〕

第13章 その他

48 地方自治法第121条による出席者について

(1) 本会議においては、法第121条による出席者名簿の配付は行わない。

(2) 本会議においては、議長による説明のための出席者について、発言は行わない。

(3) 議会運営委員会においては、事前に法第121条による出席者について、報告を行う。

追加〔平成31年1月28日〕

48-2 部局長の出席について

本会議における部局長の出席については、原則、次のとおりとする。なお、次に記載のない議事については、状況に応じて都度判断するものとする。

(1) 全部局長が出席する場合

ア 定例会初日

- イ 定例会初日上程議案の採決時
- ウ 予算特別委員会及び決算特別委員会への付託議案に係る上程時及び採決時
- (2) 答弁予定の部局長のみ出席する場合
 - ア 議案関連質疑時
 - イ 一般質問、代表質問（個人質問）時
 - 追加〔令和5年8月28日〕

- 49 会議を欠席する場合に提出する欠席届については、提出者の記名があれば、署名・押印を省略することができる。
- 追加〔令和4年9月13日〕

別表（第33項関係）

3月定例会の質問者数

会派の人数	質問者数	
	代表質問	関連質問
3人	1人	1人
4人以上7人以下	1人	1人
8人以上15人以下	2人以内	2人以内
16人以上	3人以内	3人以内

一部改正〔平成5年9月24日・25年4月30日・令和元年11月14日〕

(2) 代表者会議所管事項

(平成元年8月29日代表者会議決定)

最近改正 令和5年9月25日

- 1 会派に関する事
 - 2 一般選挙後、議会運営委員会が設置されるまでの議事運営に関する事
 - 3 議会が行う行事及び処遇に関する事
 - 4 市が行う行事に関する事（新能、北條五代祭り、小中学校卒業式、成人式等）
 - 5 選挙管理委員、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の人事に関する事
 - 6 議会費予算編成に関する事
 - 7 新人議員研修に関する事
 - 8 政務活動費、費用弁償、議員報酬、議員期末手当に関する事
 - 9 議員定数に関する事
 - 10 議会情報公開に関する事
 - 11 議会内部の任意の委員会等に関する事
 - 12 各種審議会委員の推薦に関する事
 - 13 議員控室に関する事
 - 14 議長会の行事に関する事
 - 15 海外行政視察に関する事
 - 16 国内行政視察旅費の配分に関する事
 - 17 姉妹都市に関する事
 - 18 議員の政治倫理に関する事
 - 19 その他会派の連絡協調に関する事
- ※ 議長はいずれの所管に属するか判明しない場合は、議長の裁量で所管を決定することができる。
また、定例会会期中は、議会運営委員会がしばしば行われるので、代表者会議の所管事項であっても、議長の判断であえて代表者会議を開かず議会運営委員会で処理することができるものとする。
- ※ 議長は代表者会議において書面で各会派に意見聴取をするとき、必要に応じて無会派の議員からも書面で意見聴取を行うことができるものとする。

追加〔令和5年9月25日〕

(3) 小田原市議会行政視察執行要領

(平成元年 8 月 29 日代表者会議決定)

小田原市議会行政視察執行要領

1 視察の目的

本市が直面する問題及び将来必要となる施策等について先進都市を調査・研究し、議会活動の向上に資することを目的とする。

2 視察の種類

行政視察の種類は、次のとおりとする。

- (1) 常任委員会視察
- (2) 会派別視察
- (3) 議会運営委員会視察
- (4) 各種対策委員会等の視察

3 視察の承認

視察を実施しようとするときは、次の事項を記載した視察計画書(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 視察地
- (2) 視察目的
- (3) 視察事項
- (4) 視察期間
- (5) 視察参加予定人員
- (6) 視察概算経費

4 視察地の選定

視察地の選定に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 優れた施策、特色ある施策が実施されている市町村
- (2) 将来、本市の行政に参考となる施策が実施されている市町村
- (3) 人口・面積の規模、都市・産業形態・財政状況その他が、本市の規模・形態等と類似する都市
- (4) その他行政視察の目的に照らし適当と思われる市町村

5 視察の実施方法

視察の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 常任委員会視察の実施は、6月定例会以降とする。なお、同一会計年度内において選定した視察都市が重複する場合は、重複を避けるよう調整すること。
- (2) 班編成は、原則として1班とし、やむを得ない事情により2班に分かれる場合には、委員長・副委員長が同一の班に偏らないこと。
- (3) 実施に当たっては、市の公式行事との重複は避けること。
- (4) 土曜日、日曜日及び祝日は、原則として視察計画に含まないこと。
- (5) 各種対策委員会等の視察については、原則として隔年に実施すること。
- (6) 視察の随行員は、原則としてそれぞれ1人とする。ただし、会派別視察には随行員は付けない。

6 視察の経費等

視察の経費等は、原則として次のとおりとする。

- (1) 視察は、当該年度の旅費の配当枠を超えて執行することができない。
- (2) 視察の参加を取り消し、中止し、変更したことによる運賃、料金、宿泊料等の取消手数料は、取消し等をした本人が負担するものとする。ただし、公務のため取消し等をした場合は、この限りでない。
- (3) その他視察の実施に当たっては、小田原市職員の旅費に関する条例及び同施行規則を遵守しなければならない。

7 海外視察

海外視察への参加者は、次のとおりとする。

- (1) 議員歴の長い者順とし、同期の場合は年齢順とする。ただし、代表者会議で必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 合併による場合のほか、議員として身分のあった者は、本市議会議員の各同一当選回数者の中から優先し、また、同一当選回数議員のうち補欠選挙により当選した者がある場合は、在職期間の長い者を優先する。
- (3) 公務以外の理由で辞退した場合は棄権とする。ただし、議長の認める場合は、この限りでない。

8 視察報告書

視察を終了した場合は、速やかに視察報告書(様式第2号)を作成し、議長に提出しなければならない。

9 委任

この要領に定めるもののほか、行政視察に関する必要な事項は、代表者会議の申合せによるものとする。

附 則

この要領は、平成元年11月1日から施行する。

様式 (略)

平成15年11月17日の代表者会議において、要領第2項第2号に規定する会派別視察及び第7項に規定する海外視察については、その執行を凍結することを決定した。

(4) 市政研究会

※令和5年3月24日の代表者会議において、議員懇話会と統合することが決定された。

◎目的 市政の諸問題につき研究し、もって市政の進展に資する。

◎事業 研究の進め方は概ね次のとおりとする。

- (1) 研修会、説明会
- (2) 懇談（自由討議）
- (3) 相互の情報交換

◎委員 委員は、議長及び各会派の代表者をもってこれに充てる。

なお、会派に属さない議員から委員1名を選出することができる。

◎正副会長の選出 会長は副議長とし、副会長は委員の中から会長が指名する。

◎役員任期 1年。

役職による委員は、その役職を離れたときは後任者と交替するものとする。

(5) 議員懇話会

◎目的 会員相互の親睦及び会員の福利厚生を図ること並びに市政の諸問題につき研究する。

◎役員 会長は議長、副会長は副議長とし、幹事は各会派の世話人（議会運営委員）を充てる。

◎会費 3,000円。 毎月報酬から拠出する。

◎事業

- (1) 会員の健康管理のため定期検診を実施するものとする。
- (2) 市政の諸問題の研究のため研修会を実施するものとする。
- (3) 会員に吉凶禍福のあった場合、役員会において協議決定する。

ただし、慣例及び別に定めのあるもの等については会長が適宜処理することができる。この場合、会長は次の会議にその経緯を報告しなければならない。

令和 5 年 3 月 定例会 会期日程

月 日			開議時刻	会 議 内 容
第 1 日目	2月14日	火	午前10時	1 会期の決定 2 議員提出議案上程…提案説明 - 質疑、討論、採決 3 専決処分の報告 一括上程…報告、質疑 4 令和4年度各会計補正予算並びにその他議案 一括上程…提案説明、休憩、質疑、各常任委員会付託 5 陳情審査結果…質疑、討論、採決 6 陳情等各常任委員会等付託 7 令和5年度各会計予算並びにその他議案 一括上程…施政方針演説、提案説明 議会広報広聴常任委員会 (14日)
第 2 日目	2月15日	水	(休会)	(代表質問通告締切= 15日正午)
第 3 日目	2月16日	木		総務常任委員会 (16日)
第 4 日目	2月17日	金		厚生文教常任委員会 (17日)
第 5 日目	2月18日	(土)		
第 6 日目	2月19日	(日)		
第 7 日目	2月20日	月		建設経済常任委員会 (20日)
第 8 日目	2月21日	火		(委員長報告書検討日= 21日)
第 9 日目	2月22日	水		議会運営委員会 (22日)
第10日目	2月23日	(木)		(23日=天皇誕生日)
第11日目	2月24日	金		
第12日目	2月25日	(土)		
第13日目	2月26日	(日)		
第14日目	2月27日	月		午前10時
第15日目	2月28日	火	1 各派代表質問・個人質問、予算特別委員会設置・付託 議会広報広聴常任委員会 (28日) 予算特別委員会 (28日)	
第16日目	3月 1日	水	(休会)	予算特別委員会 (個別審査1日目= 1日)
第17日目	3月 2日	木		予算特別委員会 (個別審査2日目= 2日)
第18日目	3月 3日	金		予算特別委員会 (個別審査3日目= 3日)
第19日目	3月 4日	(土)		
第20日目	3月 5日	(日)		
第21日目	3月 6日	月		予算特別委員会 (個別審査4日目= 6日)
第22日目	3月 7日	火		予算特別委員会 (個別審査5日目= 7日)
第23日目	3月 8日	水		(8日=中学校卒業式)
第24日目	3月 9日	木		予算特別委員会 (個別審査6日目= 9日)
第25日目	3月10日	金		予算特別委員会 (現地視察(予定)日= 10日)、(総括質疑通告締切 午後3時)
第26日目	3月11日	(土)		
第27日目	3月12日	(日)		
第28日目	3月13日	月		
第29日目	3月14日	火		
第30日目	3月15日	水		
第31日目	3月16日	木		予算特別委員会 (総括質疑= 16日)
第32日目	3月17日	金		(17日=市立幼稚園卒園式)
第33日目	3月18日	(土)		
第34日目	3月19日	(日)		
第35日目	3月20日	月		予算特別委員会 (総括質疑、採決、とりまとめ= 20日) 議会運営委員会 (20日)
第36日目	3月21日	(火)		(21日=春分の日)
第37日目	3月22日	水	(22日=小学校卒業式)	
第38日目	3月23日	木	議会運営委員会 (23日) 予算特別委員会 (委員長報告検討日= 23日)	
第39日目	3月24日	金	午前10時	1 予算特別委員長審査結果報告…質疑、討論、採決

令和 5 年 6 月 定 例 会 会 期 日 程

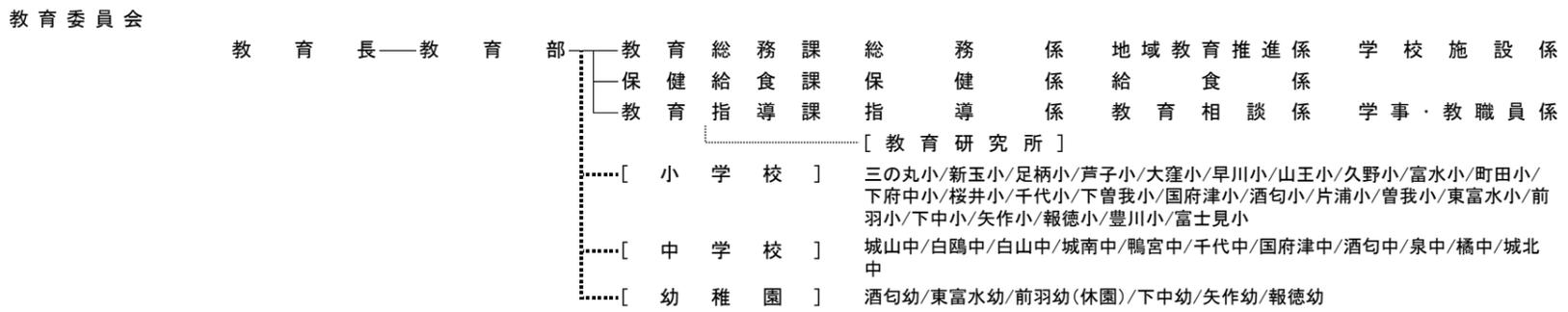
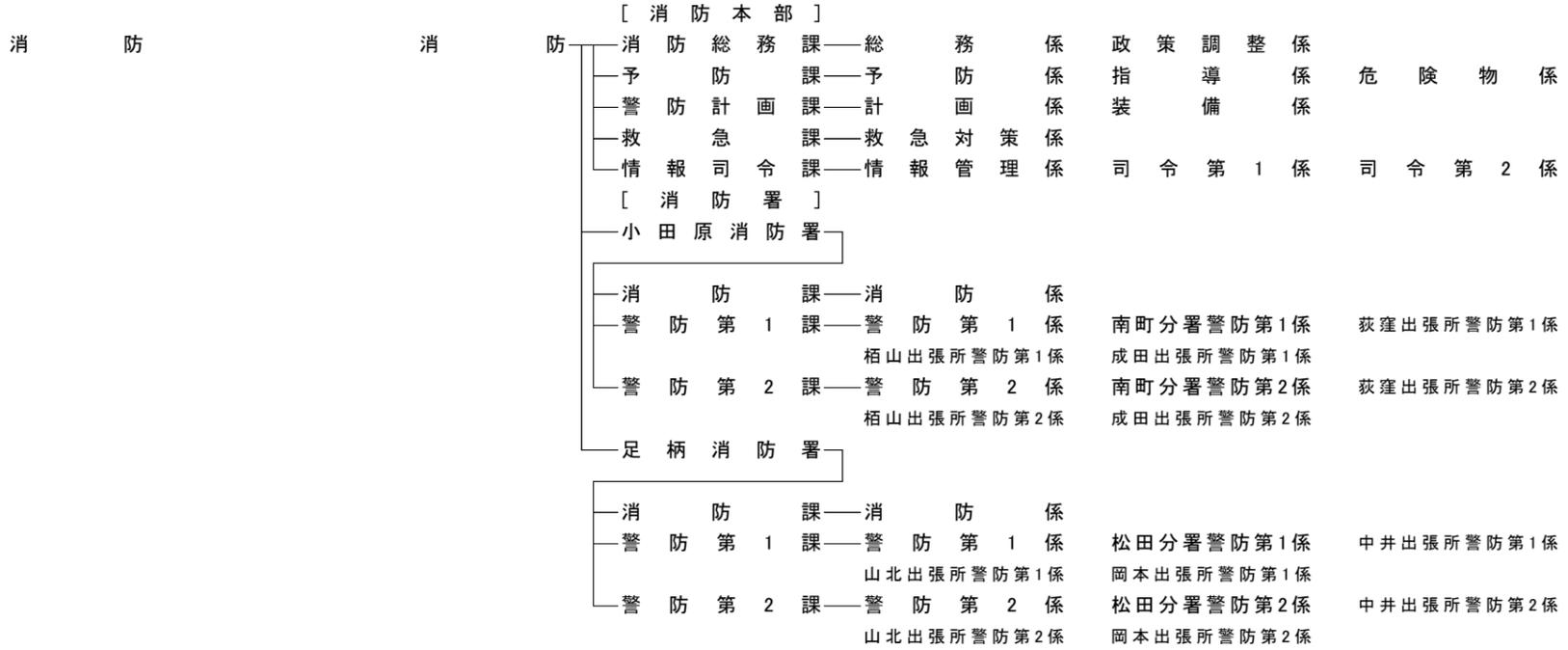
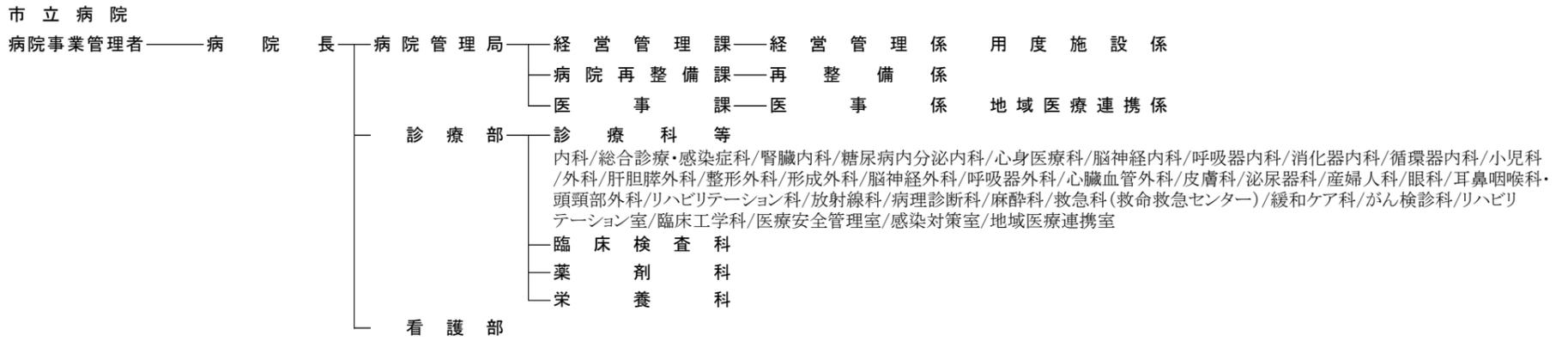
月 日			開議時刻	会 議 内 容
第 1 日目	6 月 1 日	木	午前 10 時	1 会期の決定 2 経営状況の報告 — 報告 3 令和 5 年度一般会計補正予算並びにその他議案 — 提案説明
第 2 日目	6 月 2 日	金	(休 会)	(議案関連質疑通告 締切 = 2 日 正午) (一般質問通告 締切 = 2 日 午後 3 時)
第 3 日目	6 月 3 日	(土)		
第 4 日目	6 月 4 日	(日)		
第 5 日目	6 月 5 日	月		
第 6 日目	6 月 6 日	火		午前 10 時
第 7 日目	6 月 7 日	水	(休 会)	総務常任委員会 = 7 日
第 8 日目	6 月 8 日	木		厚生文教常任委員会 = 8 日
第 9 日目	6 月 9 日	金		建設経済常任委員会 = 9 日
第 10 日目	6 月 10 日	(土)		
第 11 日目	6 月 11 日	(日)		
第 12 日目	6 月 12 日	月		
第 13 日目	6 月 13 日	火		
第 14 日目	6 月 14 日	水		議会運営委員会 = 14 日 (委員長報告書検討日 = 14 日)
第 15 日目	6 月 15 日	木	午前 10 時	1 各常任委員長審査結果報告、委員長報告に対する質疑 (1) 討論、採決 (一般会計補正予算以外の議案) (2) 討論、採決 (一般会計補正予算) 2 陳情等審査結果報告 審査結果一覧表にて報告、質疑、討論、採決 3 一般質問
第 16 日目	6 月 16 日	金		一般質問
第 17 日目	6 月 17 日	(土)	(休 会)	
第 18 日目	6 月 18 日	(日)		
第 19 日目	6 月 19 日	月	午前 10 時	一般質問
第 20 日目	6 月 20 日	火		議会運営委員会 = 20 日 一般質問
第 21 日目	6 月 21 日	水		1 一般質問 2 陳情等 (閉会中継続審査) について 議会広報広聴常任委員会 = 21 日本会議閉会后

令和 5 年 9 月 定 例 会 会 期 日 程

月 日			開議時刻	会 議 内 容
第 1 日目	9 月 1 日	金	午前 10 時	1 会期の決定 2 専決処分の報告 — 報告、質疑 3 令和 5 年度各会計補正予算及びその他議案一括上程 — 提案説明 4 陳情審査結果報告 — 審査結果一覧表にて報告、質疑、討論、採決 5 意見書案上程 — 提案理由の説明、質疑、討論、採決 (一般質問通告 締切 = 1 日 午後 5 時)
第 2 日目	9 月 2 日	(土)	(休会)	(議案関連質疑通告 締切 = 4 日 正午)
第 3 日目	9 月 3 日	(日)		
第 4 日目	9 月 4 日	月		
第 5 日目	9 月 5 日	火		
第 6 日目	9 月 6 日	水	午前 10 時	1 議案関連質疑、各常任委員会付託 2 陳情等各常任委員会等付託 議会運営委員会・議会広報広聴常任委員会 = 6 日
第 7 日目	9 月 7 日	木	(休会)	総務常任委員会 = 7 日 厚生文教常任委員会 = 8 日 建設経済常任委員会 = 11 日 議会運営委員会 = 13 日 委員長報告書検討日 = 14 日
第 8 日目	9 月 8 日	金		
第 9 日目	9 月 9 日	(土)		
第 10 日目	9 月 10 日	(日)		
第 11 日目	9 月 11 日	月		
第 12 日目	9 月 12 日	火		
第 13 日目	9 月 13 日	水		
第 14 日目	9 月 14 日	木		
第 15 日目	9 月 15 日	金	午前 10 時	1 付託議案 — 各常任委員長審査結果報告、質疑、討論、採決 2 陳情等審査結果報告 — 審査結果一覧表にて報告、質疑、討論、採決 3 一般質問
第 16 日目	9 月 16 日	(土)	(休会)	[敬老の日 = 18 日]
第 17 日目	9 月 17 日	(日)		
第 18 日目	9 月 18 日	(月)		
第 19 日目	9 月 19 日	火	午前 10 時	一般質問
第 20 日目	9 月 20 日	水	午前 10 時	議会運営委員会 = 20 日 一般質問
第 21 日目	9 月 21 日	木	午前 10 時	一般質問
第 22 日目	9 月 22 日	金	午前 10 時	1 一般質問 2 令和 4 年度一般会計継続費精算報告等 — 報告、質疑 3 令和 4 年度決算認定案 (一般・特別・企業) 一括上程 — 提案説明、質疑、決算特別委員会設置、付託 議会広報広聴常任委員会 = 22 日 決算特別委員会 (正副委員長互選、全体説明、書類審査・一般会計) = 22 日
第 23 日目	9 月 23 日	(土)	(休会)	[秋分の日 = 23 日] 決算特別委員会 (書類審査・一般会計) = 25 日 決算特別委員会 (書類審査・一般会計、特別会計、企業会計) = 26 日 決算特別委員会 (現地査察) = 27 日 (総括質疑通告締切 = 27 日 午後 3 時) 質疑聞き取り 決算特別委員会 (総括質疑、討論、採決、とりまとめ) = 2 日 議会運営委員会・決算特別委員会 (委員長報告書検討日) = 4 日
第 24 日目	9 月 24 日	(日)		
第 25 日目	9 月 25 日	月		
第 26 日目	9 月 26 日	火		
第 27 日目	9 月 27 日	水		
第 28 日目	9 月 28 日	木		
第 29 日目	9 月 29 日	金		
第 30 日目	9 月 30 日	(土)		
第 31 日目	10 月 1 日	(日)		
第 32 日目	10 月 2 日	月		
第 33 日目	10 月 3 日	火		
第 34 日目	10 月 4 日	水		
第 35 日目	10 月 5 日	木	午前 10 時	1 令和 4 年度決算認定案 (一般・特別・企業) — 決算特別委員長審査結果報告、質疑、討論、採決 2 陳情等 (継続審査) について

令和5年12月定例会会期日程

月 日			開議時刻	会 議 内 容
第1日目	11月27日	月	午前10時	1 会期の決定 2 専決処分の報告 — 報告、質疑 3 令和5年度各会計補正予算及びその他議案一括上程 — 提案説明 (一般質問通告 締切 = 27日 午後5時)
第2日目	11月28日	火	(休 会)	(議案関連質疑通告 締切 = 28日 正午) 議会運営委員会 = 28日
第3日目	11月29日	水		
第4日目	11月30日	木	午前10時	1 議案関連質疑、各常任委員会付託 2 陳情等各常任委員会等付託 議会広報広聴常任委員会 = 30日
第5日目	12月1日	金	(休 会)	総務常任委員会 = 1日
第6日目	12月2日	(土)		
第7日目	12月3日	(日)		
第8日目	12月4日	月		厚生文教常任委員会 = 4日
第9日目	12月5日	火		建設経済常任委員会 = 5日
第10日目	12月6日	水		
第11日目	12月7日	木		議会運営委員会 = 7日
第12日目	12月8日	金		(委員長報告書検討日 = 8日)
第13日目	12月9日	(土)		
第14日目	12月10日	(日)		
第15日目	12月11日	月	午前10時	1 各常任委員長審査結果報告、委員長報告に対する質疑 (1) 討論、採決 (一般会計補正予算以外の議案) (2) 討論、採決 (一般会計補正予算) 2 陳情等審査結果報告 審査結果一覧表にて報告、質疑、討論、採決 3 一般質問
第16日目	12月12日	火		1 一般質問
第17日目	12月13日	水		1 一般質問
第18日目	12月14日	木		1 一般質問
第19日目	12月15日	金		1 一般質問 2 陳情等 (閉会中継続審査) について 議会広報広聴常任委員会 = 15 日本会議閉会后



選挙管理委員会 事務局——選挙係

公平委員会

監査委員 事務局——監査係

農業委員会 事務局——総務係

固定資産評価審査委員会

市議会 議会局 議会総務課——総務係 議事調査係

区分	部・部相当	課・課相当	係	
市長部局	12	56(57)	139(142)	* 保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。 * 市立病院の部の数は、診療部、看護部を除く。 * 消防の課の数は、消防署を除く。 * ()内は、令和6年4月1日の数
市立病院	1	3	5	
消防	1	11	33	
上下水道	1	5	14	
教育委員会	1	3	8	
選挙管理委員会	—	1	1	
公平委員会	—	—	—	
監査事務局	1	—	1	
農業委員会	—	1	1	
固定資産評価審査委員会	—	—	—	
市議会	1	1	2	
計	18	81(82)	204(207)	

令和6年版
小田原市議会の概要
令和6年6月発行

発行:小田原市議会局

〒250-8555
神奈川県小田原市荻窪 300
TEL 0465-33-1761
FAX 0465-33-1760